

京都市告示第499号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勧業館の臨時開館について、京都市勧業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成29年12月15日

京都市長 門川大作

臨時に開館する区分及び日時

開館区分	開館日	開館時間
第3展示場及び その付随施設	平成30年1月3日（水）	午前7時から 午後10時まで
常設展示場	平成30年1月3日（水）	午前9時から 午後5時まで
駐車場	平成29年12月29日（金）から 平成30年1月3日（水）まで	午前7時から 午後10時30分まで

（産業観光局産業戦略部産業総務課）